

副本


平成16年（行ウ）第497号

公金支出差止（住民訴訟）請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

準備書面 (13)

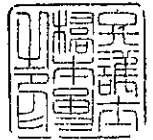
平成19年3月  日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋本

勇



被告ら指定代理人

中村次良



同

貫井彩



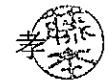
同

本多教義



同

藤本清



同

前田康





同








吉野正




被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人	森田雅	
同	吉原信	
同	井上	


被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人	後藤謙	
同	小谷健	
同	玉田嘉喜	
同	大和田隆夫	
同	大坪安則	
同	内野祐	
同	向山公	

被告東京都財務局経理部総務課長指定代理人

鳥海正 

被告東京都水道局長指定代理人

杉山芳彦 

同 徳永宏幸 

同 藤代将彦 

同 牧田嘉 

第1 平成18年12月19日付け原告ら準備書面(12)に対する反論

本件訴訟は、国が事業主体として建設する本件ダムについて、都に治水上及び利水上の受益があることを理由として都が相当額を負担することの是非を問題とするものである。

ところで、本件ダムの建設計画に重大かつ明白な瑕疵が存在するために当該計画が存在しないと同視できる場合は、都がこれらの受益を期待することができないことになるから、都に受益があることを理由とする支出が不合法となることがあり得るとしても、そのような場合でない限り、地方公共団体である都としては、事業主体である国を信頼し、本件ダムが建設されることを前提として対処しなければならないし、それをもって足りる。そして、治水上の受益に関する負担については、河川法の定めるところによって、国土交通大臣が都の負担額を決定し、都に対してその納付を命ずるものであり、都に裁量の余地はない。また、利水上の受益に関する負担については、本件ダムによって開発される利水水量のうち一定の量を確保するために必要な額を負担するものであり、その確保すべき水量は、都の合理的な裁量によって決定されるものである。

都は、これまで、この見地から、本件ダムの建設計画並びに治水に関する受益及び利水計画についての主張立証を行ってきた。

しかし、本件ダムが環境にどのような影響を与えるかは、本件ダムの建設に際して考慮すべき要素であるとしても、住民訴訟である本件訴訟における争点（要件事実）とはなり得ない。すなわち、都における財務会計上の行為の違法を是正するための住民訴訟である本件訴訟において、たとえ、本件ダムに関する環境影響評価が不十分である、又は環境の観点から本件ダムを建設すべきではないとの判断がなされても、それは、事業主体である国を拘束せず、本件ダムの建設を差し止める効果はないのであるから、そのことをもって本件ダムの建設計画が存在しないと同視することはできないし、都が受ける治水上及び利水上の利益に影響を及ぼすこともないの

である。

したがって、環境に関する原告らの主張は、それ自体失当であるから、都は、そのような主張に対して反論する必要はないし、その意図もない。

第2 平成19年3月9日付け原告ら準備書面(13)の求釈明事項に対する釈明

被告らは、平成19年3月9日付け原告ら準備書面(13)の求釈明事項について、以下のとおり釈明する。

なお、原告らは、利水安全度や給水安全度についての釈明をしきりに求めているが、既に被告ら準備書面(12)で述べたとおり（同書面19頁10行目ないし17行目）、水道事業者が理想とするのは、ニューヨークやサンフランシスコのように過去最大級の渇水の場合にも給水制限をしなくて済むことであり、都の水源確保の目標である利根川水系の利水安全度1/10というのは、淀川水系、木曾川水系など全国の他の河川において標準的な目標とされている10年に1回程度の割合で発生する規模の渇水への対応を、せめてもの現実的な目標として定めたものにすぎない。

その意味において、利水安全度1/5を超えて水源を確保することが違法であるとする原告らの主張は全く無意味である。

1 原告ら準備書面(13)第1について

(1) 第1、1について

ア (1)について（同書面2頁12行目ないし15行目）

給水安全度1/10とは、10年に1回程度発生する規模の渇水時において、給水制限が起きない安全度をいう。これに対し、利水安全度1/10とは、10年に1回程度発生する規模の渇水時において、取水制限が起きない安全度をいう。

すなわち、給水安全度は、「蛇口」での給水の安定性を示すものであることから、給水安全度を向上させるための要素としては、「川か

らの取水」における利水安全度の向上のほか、節水施策の推進や地下水の有効活用などが考えられる。

しかし、節水施策の推進は具体的な数値化が難しいこと、地下水は将来にわたり安定的な取水を見込むことが出来ないこと、都の保有水源量は、利根川・荒川水系で約8割を確保していることなどを勘案すると、給水安全度は、利根川・荒川水系の利水安全度に大きく依存せざるを得ないのであり、こうした観点から、都は両者を同一のものとしてとらえている。

したがって、都は、給水安全度1/10を確保するために、利根川・荒川水系の利水安全度1/10を達成することを目標としているものである。

イ (2)について (同書面2頁下から5行目ないし末行)

都は、「東京水道新世紀構想－STEP21－」(乙第104号証)において、利水安全度の全国水準である1/10に見合う水源の安全度を確保することとし、このことを水道利用者である都民により近い蛇口レベルでの安全性を示す「給水安全度」を用いて、水源確保の目標(給水安全度1/10)を公表した。

この「東京水道新世紀構想－STEP21－」は、都水道局が平成9年5月に策定したものである。

(2) 第1、2について

ア (1)及び(2)について (同書面3頁9行目ないし17行目)

霞ヶ浦導水及び霞ヶ浦開発を除く利根川水系、霞ヶ浦導水及び霞ヶ浦開発並びに荒川水系の評価率(減少率)(被告ら準備書面(8)5頁)は、国土交通省の計算に基づくもの(「参考 開発量の低下(実力評価)について」乙第120号証)である。

なお、都はこれを国土交通省から平成15年11月に入手したが、計算根拠は入手していない。

イ (3)について (同書面 3 頁下から 5 行目ないし下から 3 行目)

切り下げ率 (減少率) は、国土交通省がその時点で所有する観測データに基づき、責任をもって算定したものであり、都はその計算結果が信頼できるものと判断した。

ウ (4)について (同書面 3 頁下から 2 行目ないし 4 頁 2 1 行目)

多摩川水系などの水源量については、国土交通省から切り下げ率 (減少率) が示されていないため、都は切り下げ率 (減少率) を考慮した水源量の計算は行っていない。

(3) 第 1、3 について (同書面 4 頁 2 行目ないし 8 行目)

被告ら準備書面(7)第 3、3ウにおける国土交通省が作成した資料 (乙第 86 号証 10 頁) に関する主張 (同書面 2 1 頁 2 行目ないし 5 行目) は、利水安全度 1 / 5 で計画されている利根川・荒川水系では、近年の降雨状況を踏まえた安定供給可能量が当初計画に比べて低下しているということを紹介したものである。安定供給可能量の低下は近年の降雨状況によるものであることから、10年に1回程度の割合で発生する規模の渇水においても安定供給可能量が減少することは明らかであり、その切り下げ率 (減少率) についても、既に被告ら準備書面(7)で述べたとおり (同書面 2 1 頁 1 2 行目ないし 1 7 行目)、利水安全度 1 / 5 の場合よりもさらに大きくなるのである。

都は、利根川・荒川水系において安定供給可能量が低下しているという事実を踏まえ、10年に1回程度の割合で発生する規模の渇水においても、都民生活に支障が生じないことを水源確保の目標としていることから、安定供給可能量の算定に当たっては、国土交通省から示された、利根川・荒川水系における近年の降雨状況を踏まえた、10年に1回の割合で発生する規模の渇水を対象とした切り下げ率 (減少率) を用いたものである。

なお、国土交通省の作成資料 (乙第 86 号証 10 頁) において目減り

してきている量として示されている「おおよそ2割」とは、利水安全度1/5における切り下げ率であり、被告らが採用した10年に1回の割合で発生する規模の渇水を対象とした切り下げ率（20%、0%、22.5%。被告ら準備書面(8)5頁表1において示したもの）とは異なるものである。

2 原告ら準備書面(13)第2について

(1) 第2、1について（同書面4頁10行目ないし5頁2行目）

都の保有水源量の中には、課題を抱える水源が日量82万 m^3 含まれている。そのうち、中川・江戸川緊急暫定（日量44万 m^3 ）は、慢性的な渇水状況にあった昭和39年に緊急措置として暫定的に取水の許可を受けた水源である。都は、毎年度、この水源の必要性等を河川管理者に説明の上、暫定水利権として許可を得ているが、昭和63年2月に閣議決定された利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画（第4次フルプラン）の説明資料（乙第121号証）において、「水供給の見通しを勘案しながら、その解消を図るものとする。」と記載されている（17頁、表下の注5）。

砧・砧下（日量18万 m^3 ）は、それぞれ昭和3年（一部給水開始）、大正12年から多摩川の伏流水を取水している。これらの水源は、河床の低下などにより水利権量どおりの取水が困難となっている。

相模川（分水）（日量20万 m^3 ）は、神奈川県及び川崎市と協定を締結し、昭和34年から有償で原水の分譲を受けているものがあるが、その協定の更新は1年ごとに行われている。この水源は、将来にわたって分水が保証されたものではなく、神奈川県内の水事情によっては、分水自体が受けられなくなる可能性がある。

課題を抱える水源については、将来において安定水源として位置付けることができるよう、国土交通省などの関係機関と調整を進めているが、

現時点で具体的な見通しは立っていない。

なお、既に被告ら準備書面(7)第3、5で述べたとおり（同書面28頁下から9行目ないし29頁3行目）、「課題を抱える水源」を含む将来の保有水源量日量680万 m^3 は、利根川・荒川水系の利水安全度やダムから安定的に供給できる水量を踏まえると日量570万 m^3 程度となり、将来の需要量である日量600万 m^3 に対して不足することは明らかであって、「課題を抱える水源」における課題をすべて解消したとしても、本件ダムによる水源開発は必要なのである。

(2) 第2、2について

ア (1)について（同書面5頁4行目ないし7行目）

平成13年（2001年）から平成17年（2005年）までの生活用水／給水人口の推計値及び実績値は、次の表1のとおりである。

表1 生活用水／給水人口の推計値と実績値（区部及び多摩28市町）

（リットル／人・日）

項目 \ 年度	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)
生活用水／給水人口 (実績値)	246	245	242	244	242
生活用水／給水人口 (推計値)	251	252	254	256	258

※ 推計値は、参考として試算したものである。

イ (2)について（同書面5頁8行目ないし10行目）

平成13年（2001年）から平成17年（2005年）までの用途別使用水量の実績値は、次の表2のとおりである。

表2 用途別使用水量の実績値(区部及び多摩28市町)

(千m³/日)

項目 \ 年度	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)
生活用水	2,984	2,996	2,987	3,027	3,030
都市活動用水	1,191	1,176	1,157	1,175	1,164
工場用水	78	71	66	67	65

(3) 第2、3について(同書面5頁11行目ないし末行)

ハッ場ダムによる取水制限日数の削減効果については、利根川・荒川の河川管理者である国土交通省がハッ場ダム工事事務所のホームページ上に公開したものであり、都はその内容を信頼できるものと判断した。

なお、都は計算根拠データや計算の過程は入手していない。